

# 訪 問 看 護

## 重要事項説明書

### 1. 事業の目的

医療法人慶友会が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供することを目的とします。

### 2. 事業所の運営方針

- 1) 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員などは、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員などは、要支援者が可能な限りその居宅に置いて、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。
- 3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 3. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション たんぼぼ
所在地	〒302-0118 茨城県守谷市松並 1630-1
連絡先	TEL：0297-45-3540 FAX：0297-21-3573
事業所番号	0862490018
管理者	中島 智佳子
サービス提供する地域	通常サービス地域は守谷市、つくばみらい市、常総市、取手市、それ以外の方はご相談ください。

### 4. 事業所の職員体制

管理者	1名	常勤兼務（看護師）
看護師	2, 5名以上	常勤換算

## 5. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 8:30～17:00

※日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く 営業時間外の訪問看護については別途定め対応します。大雪・台風など悪天候等により訪問の変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

## 6. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

## 7. 利用申し込み方法

### 【サービス開始】

- ◆ 主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書に基づき、看護師が訪問看護を実施します。
  - ・介護保険の申請をしている方は、居宅介護支援事業者の担当介護支援専門員を通じて**介護保険**により、利用開始となります。（\*一部の病名を除く）
  - ・介護保険申請をしていない方は、主治医を通じて指示書を交付されたら**医療保険**により、利用開始となります。
- ◆ サービスの利用については、利用者の意思を尊重し、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、かかりつけ医師と連携を取りながら提供いたします。

### 【サービス終了】

- ◆ 利用者のご都合でサービスを終了する場合は直接お申し出ください。または担当の介護支援専門員にお申し出ください。
  - ～以下の場合は自動的にサービスが終了となります。～
- ◆ サービスの契約期間の更新がされない場合

- ◆ 利用者が入院、入所された場合
- ◆ 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ◆ 利用者がお亡くなりになった場合

## 8. サービス利用料金その他費用

- ◆ 利用者の方から頂く負担金は介護保険・医療保険の負担割合（1割～3割）に応じて算出します。この他に公費医療が利用できることがあります。
- ◆ サービス料金の金額は介護保険あるいは医療保険の法定利用料に基づく金額です。（別紙参照）  
介護保険では、サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には超えた金額が全額自己負担となります。この場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上で利用者の同意を得ることになります。
- ◆ 特別な管理を必要とするご利用者（厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対しては特別管理加算がされます。
- ◆ 緊急時や24時間対応の訪問看護をご利用になる方は1ヶ月につき別途加算となります。
- ◆ キャンセル料は頂いておりませんが、諸事情により訪問をキャンセルする場合は当日8:30までにご連絡をお願い致します。

### 【その他の費用】

死亡処置を行った場合は医療保険、介護保険両利用者ともに当事業所規定の料金を次の通り請求します。死亡処置料として実費 20,000 円也

## 9. 秘密保持・個人情報使用の注意事項

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については正当な理由がある場合を除いては契約中、契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、職員の在職中及び退職後も同様に他言することはありません。

但し利用者の同意を得た場合には前項の規定に係わらず、一定の条件下で個人情報を利用する場合があります。

- ◆ 主治医、介護支援専門員、介護サービス事業所との連絡調整等の為に必要な場合。
- ◆ 利用者が受診・入院した場合に病院先の医師・看護師、ソーシャルワーカー等に説明する場合。

- ◆ 医療関係実習生受け入れ時にカルテの開示、情報提供、訪問の同行をする場合。

## 1 0. 情報開示

利用者の求めに従って、ご自身に関する情報を開示しております。但し、本人あるいは身元引受人でない方からの請求につきましては、書面にて本人の了解を得てからになります。

### 1 1. 虐待防止のための措置に関する事項

- ◆ 事業所は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待の防止に努めます。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- ◆ 虐待防止の為の指針の整備をします。
- ◆ 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ◆ 虐待防止のための研修会を定期的実施します。

### 1 2. 身体拘束に関する事項

- ◆ 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ◆ 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

### 1 3. 苦情申し立て・虐待相談窓口

- ◆ たんぽぽは申し出があった場合、迅速かつ誠実に対処します。  
窓口 責任者 中島 智佳子 TEL 0297 - 45 - 3540
- ◆ 利用者は提供されたサービスに苦情や疑問がある場合には、たんぽぽの他、支援事業所サンタ、担当の介護支援専門員、市町村の介護保険課窓口、茨城県国民健康保険団体連合会の介護保険苦情窓口（総務課 029-301-1565）に苦情や相談を申し出ることができます。

### 1 4. 緊急時、事故発生時の対応方法

訪問サービス中に病状の急変が生じたり突発的事故が発生した場合、速や

かに正確な状況判断をし、必要に応じて現場の保全に努めます。そして応急処置を行い利用者のかかりつけ医師又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示のもと救急治療、緊急入院等の必要な処置を行います。

また、地震や洪水などの自然災害時にやむを得なく連絡がつかず遅れる場合があることをご了承ください。

## 1 5. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震災害並びに感染症（別紙参照）に対処するため、事業継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に2回以上、実施します。

## 1 6. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 1 7. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者などにおいて、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ◆ 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ◆ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ◆ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

R6 年 10 月 10 日改定

## 指定訪問看護事業所 たんぽぽ

## 介護保険の法定利用料に基づくサービス利用料一覧表

1回	訪問看護	介護予防訪問看護
訪看 I 2(30分未満)	471 単位	451 単位
訪看 I 3(30分以上1時間未満)	823 単位	794 単位
訪看 I 4(1時間以上1時間30分満)	1128 単位	1090 単位
サービス提供体制加算 (I)	6 単位	

1ヶ月	単位数
緊急時訪問加算 1	600 単位
初回加算 (I) 退院・退所当日に限り	350 単位
初回加算 (II)	300 単位
特別管理加算 I	500 単位
特別管理加算 II	250 単位
看護体制強化加算 II	200 単位

2024年6月1日施行

# 指定訪問看護事業所 たんぽぽ

医療保険法定利用料に基づくサービス利用料一覧表

◎基本料金◎

単位:円

訪問日数	基本療養費	管理療養費	24時間対応 体制加算	訪問看護 ベースアップ 評価料(Ⅰ)	DX情報 活用加算	合計	基本利用料		
							1割負担	2割負担	3割負担
月1日	5550	7670	6800	780	50	20850	2090	4170	6260
週1回 隔週/月2回	11100	10170	6800	780	50	28900	2890	5780	8670
週1回/月4回	22200	15170	6800	780	50	45000	4500	9000	13500
週2回/月8回	44400	25170	6800	780	50	77200	7720	15440	23160
特別管理加算 状態に応じて/一月につき		2500 又は5000				250	500	750	
						500	1000	1500	

\* 上記は1か月の利用料目安です。料金は、費用の総額から負担割合(1~3割)により算出します。



2024年12月1日より